

特殊入浴装置仕様書

1.品名・数量

- | | |
|---------------------------|----|
| 1)特殊入浴装置(ストレッチャー対応型寝浴タイプ) | 1台 |
| 2)電動昇降小型ストレッチャー【(1)の専用品】 | 1台 |

2.納入場所

済生会鹿児島病院 3F 療養病棟 特別浴室

3.納入期限

令和3年7月1日(木)~7月31日(土)まで

4.機器構成

1) 構成内容及び数量

- (1) 特殊入浴装置(ストレッチャー対応型寝浴タイプ)
 - * 現行装置 特別浴槽(クロスラインバス) HK-213
- (2) 電動昇降小型ストレッチャー【(1)の専用品】
 - * 現行装置 電動昇降小型ストレッチャー RA-191

5.基本仕様

- (1) 特殊入浴装置(ストレッチャー対応型寝浴タイプ)は以下の仕様を満たすこと。但し、仕様以上の機種でも良い。
 - 浴室広さと入浴時の作業導線を考慮し、浴槽本体は全長2,200mm、幅1,000mm以内であること。
 - 浴槽内は大柄な入浴者にも対応できるよう、全長1,800mm以上であること。
 - 介護者の負担を軽減するため、入浴介助時における浴槽縁が床から770mm程度あり、有効的な高さを有していること。
 - 寝たままの姿勢で入浴できるもので、実使用湯量が345リットル以上であること。
 - ハンドシャワーを1基以上、搭載していること。
 - 適量で給湯を停止する自動給湯停止機能を有し、ミキシングは、電動ミキシングを搭載していること。
 - 入浴者がより快適に入浴できるよう、噴流装置を搭載し、自動攪拌機能を有すること。
 - 給湯、増し湯、ハンドシャワーはそれぞれ独立した温度設定ができ、高温のお湯を防ぐ機能を搭載しており、デジタルでの湯温大型表示、湯温注意のアナウンス機能を有していること。
- (2) 電動昇降小型ストレッチャー【(1)の専用品】は以下の仕様を満たすこと。但し、仕様以上の機種でも良い。
 - 電動昇降機能を有し、昇降はリモコンスイッチにより行え、昇降時の事故防止のため、昇降スイッチは指を離せば瞬時に止まる機構を有すること。
 - 作業動線を考慮して、狭い浴室でも対応できる設計であること。
 - 浴槽と組み合わせて使用するため、ストレッチャーの高さは浴槽の縁から支柱までが、介助者の視野を広げる工夫がされていること。
 - 担架には入浴者の転落防止のため、安全ベルトが2本、大型サイドフェンス及び落下防止ガードが設置されていること。
 - 安全機能として、浴槽内のお湯が高温の場合、担架下降防止機能を有していること。
 - 入浴者が、ゆったりと入浴できるよう、担架の幅は580mm以上であること。

6.機器納入・設置

- (1) 納入する機器は、全て未使用のものであること。
- (2) 納入するまでの間に装置の仕様変更やバージョンアップが生じた場合は、最新の仕様で引き渡すこと。
- (3) 納入する機器と入替に撤去予定である当院既設の医療機器がある場合は、撤去費及び撤去後に伴う費用を含むものとする。
- (4) 納入にあたっては、納入場所の所属長または、担当者の設置の指示等を受け、設置し、検収を受けること。
- (5) 納入にあたり、据付工事(電気・オンライン透析対応配管工事等の工事費一切)、設定およびシステム接続費用等が必要な場合は、納入者の負担とし、動作確認を持って完了とする。
- (6) 本装置が正常稼働するために必要な調整について、納入者の負担により責任をもって実施すること

7.機器の保守

- (1) 納入日から1年間は機器の無償保証期間とし、機器が正常に稼働し、臨床上最適に使用できるように定期的な点検を実施すること。また、保証期間中に発生した故障等に係る点検、修理等の費用については保証の対象とすること。また、これ以上の保証期間を設ける場合はこの限りではない。
- (2) 機器の故障時に迅速(概ね 24 時間以内)にサービスマンが来所できること。
- (3) 本装置の納入後、10 年間は稼働に必要な消耗品及び故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。

8.検収事項

本装置を使用する、看護師及び看護補助者が操作方法を熟知し、確実に使用できるまで研修・技術支援を納入者の負担で責任をもって実施すること。